

第6回教育振興ビジョン検討第3部会 議事録

日 時 平成22年7月1日(木) 9:30~12:00

場 所 三重県水産会館 研修室

出席者 (委員) 奥田 清子、下里 義治、日沖 靖、皆川 治廣、向井 弘光、
宇田 克巳、萬濃 正通、林 克昌
(事務局) 山口副教育長、松坂学校教育分野総括室長
田畑社会教育・スポーツ分野総括室長
平野教育総務室長、岩間教育改革室長、齋藤高校教育室長
西口小中学校教育室長、和田生徒指導・健康教育室長
稲林人権教育室長、村木スポーツ振興室長
福永教育振興ビジョン策定特命監、北原、川上、安田

計22名

内 容

(事務局)

皆さん、おはようございます。

ただ今から、三重県教育改革推進会議第6回教育振興ビジョン検討第3部会を開催します。

それでは、開催にあたりまして、山口副教育長から一言ごあいさつ申し上げます。

(山口副教育長)

第3部会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。本部会は11月の立ち上げ以来、今回で6回目を迎えるわけですが、今回が最後という予定をさせていただいています。これまで委員の皆さま方には公私ともにご多忙の中、ご出席賜りありがとうございます。また、それぞれのお立場から貴重なご意見をいただき、大変感謝しています。本当にありがとうございます。

教育基本法が改正されて、国では教育振興基本計画ができ、各都道府県でもそれに沿った形で、教育振興計画を作ることになっていますが、三重県の場合は、現行の教育振興ビジョンが3月に期限を迎えることから、それに継続したものを作りたいということで、皆さんにご検討いただいています。他の都道府県では審議会委員が2、3回寄って事務局案を審議するとか、あるいは、はじめから事務局内で策定するところもあるようです。三重県の場合は、委員の皆さま方には大変ご迷惑をお掛けしているわけですが、テーマ別にゼロから議論を積み重ねていただきました。また、これまでのこども会議や、地域別県民懇談会での意見等も参考にさせていただいて、丁寧に時間をかけてやっていただきましたので、良いものができればと思っています。

本日の会議資料として事前に送らせていただいた「議論の骨子」は、これまで委員の皆さま方からいただいた意見の集大成といえるもので、ある意味教育委員会へいただいた提言という捉え方をさせていただいています。教育委員会としましては、このいただいた提言を教育振興ビジョンに最大限反映していきたいと思っています。ただ、制度上の制約、あるいは人材、予算上の制約など、取り組みたいけれどもどうしてもできない部分があり、全て盛り込むわけにもいきません。そこが苦しいところではありますが、皆さま方からいただいたご意見に、さらに私ども教育委員会の思いも込めまして、本日中間案のたたき台を配付させていただきました。

事前配付できなくて大変申し訳なかったのですが、これまで部会や推進会議の議論と並行して検討してきたものですので、ご容赦いただきたいと思います。まだまだラフなものですし、今後も検討を重ねていただくものですが、部会委員の方には今回が最後となりますので、一応見ていただきたいということで、敢えて示させていただきました。

部会で審議していただいた内容と比べていただいて、齟齬がないか、あるいは抜け落ちている部分がないか等、検討していただいて、忌憚のないご意見を賜りたいと思います。何とぞよろしくお願ひします。

(事務局)

それでは、以降の進行につきましては、皆川部会長よろしくお願ひします。

(部会長)

それでは、事項書に沿って進めてまいりたいと思います。

先ほどの副教育長からのご挨拶にもありましたように、本日は部会の最終回ということで、用意

していただいている審議事項も1つだけです。これまでの全体を通じた議論ということです。

事前に送付していただいた資料1は、これまで部会で議論してきた意見を集約した「議論の骨子」の集約となっておりますが、資料2については、本日初めて見るものですので、まずはこの資料について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

山口副教育長からも少し説明がありましたが、まず今日の資料の見方を説明させていただきます。

資料1の方は、先ほど部会長からも説明いただいたように、前回までのこの部会での議論と、推進会議本会議、あるいは他の部会でこの部会の審議テーマに関して出された意見も含め、まとめさせていただいたものです。

資料2は、事前にお届けできなくて大変申し訳なかったのですが、教育振興ビジョン中間案のたたき台として、この部会で審議したテーマ、及びそれに関連した部分をまとめたものです。私ども教育委員会が、資料1の「議論の骨子」を提言として受けとめさせていただいて、教育振興ビジョンの素案としたもので、今までいただいた意見の中で、どう考えてもできない部分は除いてありますし、予算や人材の制約から選択してあるものもあります。逆にご意見はいただけないけれども、教育委員会としてこれは外せない、というのを加えていたりします。あるいははっきり書けないことは、少々ぼかして書いてある部分もありますので、ご理解いただいております。

もう1つご了解いただきたいのは、私どもが今日、この素案を皆さまにお示しした趣旨です。それは、固まってしまう前の、まだまだ柔軟に変えることのできる段階で皆さまのご意見をいただきたいということです。ご意見を踏まえ、修正していきたいと思っていますので、ここからまだまだ変わるとものごとご理解ください。実際、事務局内でこの資料は、毎日少しずつ変わっていきまして、7月22日の推進会議に提案していく頃には、今日の意見なども反映して変わっていると思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。今回このような形で初めて出させていただくわけですが、まだまだラフなものですし、これから皆さんのご意見をいただいて、修正を加えていこうというものですので、よろしくをお願いします。

それでは具体的に資料の見方を説明させていただきます。資料2の1ページをご覧ください。最初に、各施策の記載項目の構成についてです。

まず「基本的な考え方」は、「今後10年を見据えてどうあるべきか」を示したもので、主語は「私ども」や「社会全体」、あるいは「公教育全体」です。市町も主語に含んで書いてあります。「三重の教育のあるべき姿」です。

2ページにある「現状と課題」は、施策を巡る「現状と課題」について述べています。

3ページにある3番目の「今後の基本的な取組方向」は、5年先を見据えた「今後の基本的な方向」を、県を主語にして書いてあります。

その下、4番目に「主な取組内容」がありますが、これは「基本的な取組方向」をもう少しブレイクダウンしたもので、県を主語にして、5年間の計画として書いています。市町に対しては「支援する」という述語になっていますので、ご理解ください。

実は、1つの施策はここまでではなく、5番目と6番目の項目があります。5番目には、各施策に一本の数値目標が来ます。6番目には、家庭や地域といった多様な主体に対して、「このようにしましょう」というようなメッセージを簡潔に書かせていただく予定をしています。この5番6番までは今のところ作業が進んでいませんので、今日のところはありますが、よろしくをお願いします。

用語については、子どもたちに対しては「児童生徒」という言葉ではなくて、「子どもたち」で統一したとか、「先生」や「教師」という言葉は使わずに「教員」で統一したとか、そのようなことも配慮しています。

それから、本日、机上に体系表を配らせていただいております。これは7月1日現在のものです、まだ確定ではありません。この体系表を見ていただきますと、左側に6つの基本施策が示されています。基本施策をこの6本柱でいくということは、既に提案させていただいておりますけれども、これに32本の施策をぶら下げるとお考えください。この32本の施策についても、まだ確定しているものではありませんので、これからご意見をいただいたら、組替えも可能だと考えています。

裏を見ていただきますと、部会で議論した「議論の骨子」と施策がどのように対応しているかを、示させていただいております。右側が「議論の骨子」です。第3部会は上から2つ目のブロックで、からまで「議論の骨子」を作ってきました。この部会は「心と体に関する部会」ですので、ほとんど2番目、3番目の基本施策に矢印が行っています。1点、の「児童生徒の安全・安心の確

保」だけは、4番目の基本施策に置かせていただきました。は「問題行動への対応と中途退学の防止」というテーマで議論いただきましたけれども、「問題行動への対応」については、「いじめ問題」とくっつけて、「いじめ問題等」とさせていただきます。「中途退学の防止」は独立させて、2番目の基本施策「豊かな心の育成」の「中途退学問題への対応」と整理しています。の「感性を育む教育」については、前回の推進会議で「感性というのは幅広いものだから、もっと広げて解釈してはどうか」というご意見もいただきましたが、あまり広げすぎると「感性とは何を指すのか」というところまでいってしまいます。こちらとしては「文化芸術活動と読書活動」を意図していましたので、2番目の施策「豊かな心の育成」に「文化芸術活動・読書活動の推進」という形で整理させていただきます。

(部会長)

それでは資料の性質について今事務局から説明がありましたが、これについてご質問はありませんでしょうか。

それでは具体的な審議に入りたいと思います。事務局の方で説明をお願いします。

(事務局)

それでは、説明させていただきます。なお、本日の審議内容は、施策にすると12本と大変多くなりますので、説明を3回に分けたいと思います。資料2の表紙を見ていただきますと、「2豊かな心の育成」で8本、「3健やかな体の育成」と「4信頼される学校づくり」で4本となっていますので、「2豊かな心の育成」を、最初の5本と後の3本の2つのグループに分けて説明させていただきます。まずは「豊かな心の育成」のうち、最初の5つの施策についてです。

資料1ページをご覧ください。今からの説明は「基本的な考え方」のみとさせていただきます。後の部分はそれに沿った形で展開しています。

まず「人権教育の推進」についてです。このテーマに関しては、実は「基本的な考え方」の2段落目にあるように、昨年2月に新たに「三重県人権教育基本方針」を改定したばかりで、そこに方向性が示されていますし、すでにそれを元に具体的施策を展開していますので、敢えてこの部会では議論いたしません。ビジョンの中間案としても、この「三重県人権教育基本方針」の趣旨を踏まえた形で、書かせていただきました。

1つ目の は「人権教育の目的」等、基本的な事項を述べています。「人権教育は、総合的な教育であり、全ての教育の中で行われるものであるとの基本的認識のもと、『自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力』を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざす」ということです。また、先ほど説明させていただいたように、「三重県人権教育基本方針」を改定し、『人権感覚あふれる学校づくり』『人権尊重の地域づくり』を通して、県全体の人権教育の総合的推進を各主体と協働しながら積極的に進めていく」としています。目標としては「人権についての理解と認識を深める」「人権を尊重する意欲や態度を育てる」「一人ひとりの自己実現を可能にする」の3点です。

以降の3つの は、この3つの目標ごとに記述しています。2つ目の が「人権についての理解と認識」について、3つ目の が「人権に関する意欲や態度」について、最後の が「一人ひとりの自己実現」についてです。記述内容は「人権教育基本方針」を踏まえたものですので、ご確認ください。

次に「規範意識の育成」について、5ページをご覧ください。

1つ目の は子どもの規範意識に関する「背景」についてです。「近年、地域社会における人間関係の希薄化が進み」、「社会の中で、他人を思いやる心、善悪の判断といった子どもたちの規範意識が育まれにくくなりつつある」ということで、「この背景には、大人自体のモラルの低下があることも指摘されています」としています。

2つ目の は「社会全体で規範意識を育成すること」についての記述です。「学校・家庭・地域が連携し、あらゆる機会を捉えて子どもたちに働きかけていくことが重要である」とし、そのために「大人が見本を示す」「学校では、教員が良き見本となる」「世代間、異年齢間の交流を意図的に創出していく」「家庭の教育力向上に向けた取り組みを進めていく」などとしています。

3つ目の と4つ目の は、この部会でも議論になった「待つ姿勢」と「毅然たる指導」について述べています。3つ目の では、「待つ姿勢」について、「規範意識は、大人が身につけさせるものではなく、子どもたちが自ら学んでいくもの、自らの心を耕して身につけていくものであり、早い時期から発達段階に応じて、ルール作りを経験させたり、『なぜこのルールが必要なのか』について考えさせたりしながら、結論を急がず、「待つ」姿勢を重視した指導を行っていく」

と書かせていただきました。4つ目の は、「毅然たる指導」の必要性について、「最低限守らなければならないルールを守れない場合においては、毅然とした指導を行う必要がある。子どもたちを懲らしめる、権力により言うことをきかせるという指導ではなく、あくまでも子どもたちの目線に立ち、その輝く未来づくりのために、適切かつ毅然たる指導を行う」としています。この3つ目、4つ目の部分は、ビジョンの「基本理念」に掲げました「子どもたちを信じ」ということにも関わる、大変重要なところだと思っています。

最後5つ目の は、規範意識育成の根底にある「他者の尊重」について、「自分の権利とともに他人の権利を尊重する義務があることを伝える指導を行う」とさせていただきました。

次は9ページ「いじめ問題等への対応」です。これは先ほど説明させていただいたように、部会では「いじめ問題・不登校児童生徒への対応」としていたテーマの「いじめ問題への対応」の部分と、「問題行動への対応と中途退学の防止」としていたテーマの「問題行動への対応」の部分を合わせたものです。「いじめ問題等」とさせていただいた「等」は、暴力行為などを含んでいるということです。

「基本的な考え方」は全体で5つにまとめさせていただきました。1つ目の は、「未然防止」についてです。2行目から「いじめ問題の根本的な解消に向けて、子どもたちの人権感覚を高め、思いやりの心、個性を認め合う力、違いを多様性として取り込める力を培い、『いじめを許さない子どもたち』を育むとともに、『いじめを許さない』『見てみぬふりをしない』ことが当然の価値観とされる社会づくりを目指す」としています。

2つ目の は、「教育相談と教員の資質」についてです。「子どもたちや保護者に寄り添い支援する教育相談を充実する」、また「教員の指導力、人権感覚の向上を図る」としています。

3つ目の は、「いじめが起こった場合の対応」についてです。2行目「被害に苦しむ子どもを徹底して守り通すという方針のもと、加害側の子どもに対する適切かつ毅然とした指導、速やかな保護者対応等に留意しつつ、組織として対応する」、また次の段落で「対応が困難な場合には、速やかに関係機関へ支援を要請し、関係機関と連携して総力で問題解決にあたる」、あるいは「困難事例に対応するための支援チームを設置することなども検討していく」と書かせていただきました。

4つ目の は、「子どもたち自身による解決」についてです。この部分も「基本理念」の「子どもたちを信じ」と関係するところです。「子どもたち自身が、自分の学校や学級にある課題に気づき、自分たちでその解決に向け考え行動できる『自己指導能力』を獲得できるようサポートする」としました。

最後5つ目の は、最近ますます問題になっている「ネットによるいじめ」についてです。2行目から3行目にかけて、「情報モラル教育に注力するとともに、『学校非公式サイト』を監視する取組を今後とも継続し、加えて、抑止効果のさらに高い手法の研究を進めていく」としています。

続いて13ページの「不登校児童生徒への対応」について、説明させていただきます。

1つ目の は「不登校の定義等」について書いていますが、「近年その事例が複雑化・多様化しつつある」としています。

2つ目の は、不登校の対応に関する「基本方向」です。ここは、部会で様々なご意見をいただいたところですが、考え方の一番の原点となるのはこういうことではないかという整理にさせていただきました。まず、「不登校の解決に当たっては、『心の問題』としてのみとらえるのではなく、広く『進路の問題』としてとらえていく」としています。そして、この進路の問題については、「不登校児童生徒一人ひとりの『個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく活動』への援助」のことであり、「言い換えれば『社会的自立に向けて自らの進路を主体的に形成していくための生き方支援』」であるとしています。これはつまり、「子どもたちの人生を一番に考える指導を行っていく」という趣旨とお考えください。

3つ目の は、不登校云々を言う前に学校が取り組むべきこととして、「魅力ある、楽しく登校できる学校づくり」について書いています。2行目以降「存在感、充実感の得られる『心の居場所』、また社会性を身につける『仲間づくりの場』となる、魅力ある学校づくり」をするために、「教職員、PTA等の学校関係者が『めざす学校像』を共有し、社会性や自立心を育む教育活動を展開する」としています。

4つ目の は、特に不登校が起こりやすい時期である、中学1年生への対応についてです。「中学校区ごとに小中学校の連携を推進し、子どもたちが中学校に馴染みやすくする取組」、「中学1年生

における少人数教育の推進、「仲間づくりのための参加体験型学習の充実等」について、書かせていただきました。

5つ目の は教員について、「教員の資質向上を図る」としています。

最後6つ目の は、「不登校が起こった場合の対応」についてです。「事例の複雑化・多様化に伴い、教育相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関の連携の強化が不可欠となっている」とし、そのために「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を進め、スクールソーシャルワーカーを中心に関係機関が連携する支援のかたちを目指す」。また「学校においては、不登校児童生徒の視点に立ち、関係機関による支援情報を積極的に提供するとともに、関係機関との連携を一層密にした対応を進めていく」としています。

最後は 17 ページ「中途退学問題への対応」です。「基本的な考え方」は大きく3つに分けて書いています。

1つ目の は、中途退学問題の「基本的スタンス」です。3行目から、「特に、学ぶ熱意のないまま高等学校に進学する、あるいは進学したものの高校生活になじめなくなるなど、『学校生活・学業不適応』を理由に中途退学する生徒が、中途退学者の半数に及んでいることを重くとらえる必要があり、今後とも、子どもたちの学習意欲の低下を防ぎ、将来への展望を持たせる指導を進めることが不可欠」としています。「また」以降では、この部会での議論を反映して、「中途退学の中には、進路変更のための積極的な自己決定によるものが含まれていることから、すべてを負のイメージでとらえることは避けなければならない」として、「子どもたちの自己決定を尊重することも重要であり、その学び直し、立ち直りを支援していく必要がある」とさせていただきました。

2つ目の は、「意欲を持たせるための方策」についてです。『学校生活・学業不適応』による中途退学を未然に防ぐためには、子どもたちの将来展望と高校進学先が一致し、高校生活に意義を感じることができるような状況を創り出すことが極めて重要」であり、そのために「中学校における進路指導やキャリア教育の一層の推進」や、「高等学校においては、教育内容のさらなる特色化・魅力化を進め」、「その特色等の情報発信に努める」としています。

最後3つ目の では、「入学後のきめ細かな生徒指導」と、進路変更を希望する子どもの「再チャレンジの仕組み」について、書かせていただきました。「高校入学後においては、個に応じたきめ細かな生徒指導が重要」であり、「入学直後からの学校生活への適応指導」や「相談体制を充実させていく」としています。「また」以降では、「立ち直りや、学び直しを支援するため、『再チャレンジの仕組み』を整える、あるいは「転編入学や復校制度の柔軟な運用や、定時制高校や通信制高校の充実を図る」と記述しました。

(部会長)

それでは事務局から、「豊かな心の育成」の、特に人権等に関わる部分の施策について説明していただきましたので、これに沿って審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

「人権教育の推進」では西暦と元号を併記していますが、他の施策では元号だけの表記がほとんどです。これはどちらかに統一しないといけないのではないのでしょうか。

(事務局)

申し訳ありません。まだ細かいところまで調整ができていませんので、これから統一させていただきます。

(委員)

9ページ「いじめ問題等への対応」の4つ目の に、「自己指導能力」という表現があるのですが、私自身不勉強なのか、この用語が分かりません。これは一般的によく使う言葉なのでしょうか。

(事務局)

「自己指導能力」というのは、元々学習指導要領の中にも規定されているのですが、ここで初めて出ささせていただいた言葉です。生徒指導ということではなくて、子どもたち自身が課題を見て、自分自身が考えて、解決できるようにしたいということで、この「自己指導能力」という言葉を使わせていただいたということです。

(委員)

定義としては、「自分たちで解決に向け考えて、行動できる」という能力を指すのですか。

(事務局)

「そのとき、その場でどのような行動をしていくか、自分で考えて決めて行動する」という内容で捉えています。

(委員)

「自己解決能力」というのはよく聞くのですが、自分で自分を指導するというのは、分かりにくい言葉なので、一般の方に出されるのであれば、この表現をどうしても使う必要があるかどうかも含めて、ご検討いただけたらどうかと思います。

(事務局)

生徒指導提要の中にもふりがなをして記述しており、生徒指導のうえでは基本的な文言です。「生徒指導」に対する言葉として、「子どもたち自身が自分で物事を解決していく」という教員へのメッセージも含めて、この言葉を括弧書きで書かせていただきました。

(委員)

意図はわかります。ただ、教員の方しか読まなければそれで良いのですけれども、一般的には分かりにくい言葉だと思います。

(山口副教育長)

「自己指導能力」については、解説するなり、工夫するなりしたいと思います。

(事務局)

ありがとうございます。これはどんどん変わると思っていただけだと思います。今のような意見をいただければ、またこちらで考えたいと思います。

(部会長)

先日の岐阜県可児市のいじめ問題等を考えてみますと、あの事件は5、6回いじめられているのですが、なぜあのように繰り返しいじめられたかということ、多分、される方が責められるからです。「あんたがしっかりしないからいじめられる」と、そういう保護者や教育者がいるから、その発想があるから、多分あの子は相談できなかったと思うんです。きれいなことがいっぱい書いてありますけれども、いじめ問題への対応は、「される方を責めない」ということが大前提です。それがない限りは相談できません。以前3原則を言いましたけれども、私が一番重要だと思っているのは、資料1の15ページの「いじめに悩む子どもたちへの支援」の、基本的な考え方の2つ目のです。多くの方に、「おまえが悪いから」という、される方に責任があるという考え方があるから、なかなか相談できない。そういう考え方を100%転換しない限りは、やっぱり相談体制はうまくいかない。相談できなかったのは、親や学校の先生に、「お前がしっかりしないからいじめられる」、「なぜそのときにやりかえさなかったのか」と言われるということがあるからです。「される方を責めない」という教育を教職員がしっかり検討して、自己改革しない限りは、多分いじめ問題の解決は無理だと思います。「されるのを責めない」という具体的な取組を書くことは難しいかも知れませんが、是非発想転換をしていただきたいと思います。そうしないと相談もできないし、いじめ問題は顕在化しないと思います。教育論も構いませんけれども、せっかく言った意見も減らされてしまいましたし、響かなかったのかなと思います。

(事務局)

今のようなご意見、たくさんいただくとありがたいと思います。

(部会長)

他の方も「是非これは入れていただきたい」ということがありましたら、お願いします。

(委員)

これ、今日初めて、いきなり新しい形のものを見せてもらったので、なかなか細かいところまでは検討できないと思います。部会での発言がどのように反映されたのか、あるいは反映されていないのか、「議論の骨子」と見比べて検討する必要があると思うのですが、今日この会議が終わって家に帰ってから気が付いたところを言わせていただく、ということもあるでしょうか。

(事務局)

これに関しては、資料の準備が遅くなって、事前にお届けできずに、大変申し訳ありませんでした。ただ、こちらでも議論をしていて、それと並行するかたちで委員の皆さんのご意見もいただければと思っています。家へ帰って見ていただく間にまた変わっている状況もありますので、急で申し訳ありませんが、この場で思ったことを言わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

(委員)

先ほどの「いじめ」の問題ですが、どの程度がいじめで、どの程度がいじめではないと、誰がどのように判断するのか疑問に思います。先ほど可児市の話もありましたけど、保護者や学校側は多分、「そんなことぐらい」という軽い意識であったのではないかと思います。思い起こせば、実際自分の子どもにもそういうことが確かにあったように思います。「そんな問題は、お前がしっかりしな

いからではないか」といった態度をとっていました。難しいとは思いますが、どの辺でくぎりをつけていくかということが、「いじめ」に関しては、これから問題になってくるのではないかと思います。1から100まで聞いて、何から何まで関わっていたら、先生方もやっつけられないと思います。先ほどありましたように、子どもたちが「自分自身できちっと解決していく力をつけていく」ということも大切だと思います。その辺大人が関わるボーダーラインは、ある程度目標は決めているのでしょうか。杓子定規にはいかなくて、曖昧な部分もありますし、小さいいじめ問題を未然に防ぐということも大事ですが、それは先生たちが解決していく問題ではないと思います。逆に小さくても「地域みんなで解決していかなければいけない」ものもありますので、事例やいじめの内容に応じて、考えていく必要があると思います。これはいじめ問題だけでなく、不登校にしろ、中途退学にしろ、全てのものに当てはまると思います。すごく難しいと思うのですが、その辺を考えていく方向は、ビジョンの中にあるのでしょうか。

(松坂総括室長)

いじめの定義は何回も変わっているのですが、最近変わったのは平成18年です、北海道と福岡でいじめによる自殺が続いて、問題になった数年後です。それまでのいじめの定義は、反復継続といって、「継続した攻撃」が条件としてありました。攻撃があることと、反復して行われる、継続しているというのが「いじめ」の要素だったのですが、平成18年に、「1回でも攻撃が起きた場合は、いじめと捉える。継続する前にやめたものも、対象になる」としました。

もう一つ大きいのは、外見的には同じ行為でも、その子にとってはものすごく困ることもあるということです。

(委員)

そういうことはありますよね。それは指導が必要ですね。

(松坂総括室長)

それはする側の子どもに対して、「相手が嫌だと思わない」という指導になります。同じ行為でも相手によっては「嫌だ」と思われる場合もあるし、そうじゃない場合もあるので、「される側の立場に立っていじめを注意して欲しい」というのが平成18年度以降の考え方です。教員には、そういう意識でいじめの指導にあたって欲しいということです。自分の判断で「これはいじめではない」としてしまわないようにする必要があります。

(委員)

それは、そうですね。自分の感覚で物事を判断してしまうと、より大きな問題になってしまいますからね。

(松坂総括室長)

親の感覚とは多分違うのだと思います。親は「いじめではない」と思っても、子どもは本当に「嫌だ」と思っている場合もあります。一応そういう認識になっています。

(部会長)

セクハラがそうですね。それにあたるかどうかは、相手側がどう受け取るかの判断になります。

(事務局)

外見では決まらないと思っています。

(委員)

難しいですね、この問題は。

(事務局)

いじめも人間関係の中で出てくることですので、それまでの人間関係がどれくらいできているかによっても違ってくると思います。なければ一番良いのですが、「これがいじめで、これはいじめではない」という区別は、事実上無理かと思っています。

(委員)

確かに全てのことに関係してきます。スポーツでも、保護者や周りの人から「がんばれ、がんばれ」と声をかけられて、「それが苦痛だ」という子どももたくさんいます。「これだけ一生懸命がんばっているのに、何故認めてくれないんだ」という子どもは、「もっと私の気持ちを分かってよ」と思っています。保護者もわからなければいけないし、教職員もわからなければいけません。

(委員)

部会長さんが言われた「いじめられている側に責任がある」という認識については、それぞれの学校現場で、「そうではなく、いじめる側に責任がある」という意識が徐々に広がりつつあります。それから、今、委員が言われた「されている子どもが『いじめられている』と感じたら、それがい

じめである」というスタンスを取っています。生徒の間でも、殴った子は「ちょっとこづいた」と言うのに対し、殴られた子は「暴力を受けた」と言う場合があります。そういう場合、学校がどう判断していくかは難しいですけれども、殴られた子が「暴力だ」と受け止めていたら、これは暴力です。「自分は軽くこづいたつもりであっても、相手は殴られたような受け止め方をする場合がある」と説明しますが、それがうまく伝わっていない、そういう苦しい場面もあります。

(部会長)

「不登校児童生徒への対応」について、部会では「学校に戻るだけが最終目的ではない」という議論があったと思いますが、その方向性がこの中間案には見られないと思います。

(松坂総括室長)

「基本的な考え方」の2つ目にあるように、不登校を「心の問題」としてではなく、「進路の問題」としてとらえると書かせていただきました。「学校に戻る」というよりは、それまで過ごしてきた人生の部分を、どう引き継いで過ごさせれば良いかという進路選択になると思います。学校へ戻ることがその子にとって適切であれば、学校側は学校環境を改善して、学校で受けとめられるようにする。ただ、学校自体への不適応がある場合には、必ずしも学校に戻ることにこだわらないという、2つがあります。教育委員会としては、学校をよりよい環境にしていくということが、一つのテーマだと考えています。そのうえで、もし本人が「学校へ戻ることを受け付けられない」と整理したら、それは進路の問題として必ずしも学校復帰は求めないという意味で、「進路の問題」と書かせてもらいました。

本人が「学校に行きたくない」と言っているのだから、学校教育から出ていった者だから、それで良いということではなくて、教育委員会としては、学校側を受けとめられるようにしていくことが基本姿勢であると考えています。「戻ることが全てではない」と書くことには躊躇します。戻るとはすべてではないけれども、戻れるのであれば、戻って学校教育を受けることが望ましいのではないかと思います。学校教育は、広く国民に認められた1つの社会制度として成立していますので、それ自体の改善を進めながら、受けとめられるようにしていくべきではないか、という気持ちがあって、議論しています。

(部会長)

県の委員をやって答申を出して中身を見てみると、いつも「随分きれいな文章になっているな」と思います。

(委員)

些細なことで申し訳ないですが、17ページの「中途退学問題への対応」で、3つ目の の4行目、「また」以下の文章で、「高等学校を中途退学になった子どもたちの立ち直り」とあります。これは「学校が退学させた」というイメージが強い文章になっていると思います。学校に行かなくなって、制度的には学校側が退学処分にするのでしょうかけれども、行かないという時点で、本人の意志で辞める人もいます。しかしこれを読むと、一方的に辞めさせられたというイメージになっていて、上の方では「違う進路もあるよ」と書いてあるのですけれども、ちょっと学校の論理が強すぎる表現かと思います。

(松坂総括室長)

「学び直し」までは良いと思うのですが、「立ち直り」というのは確かに学校側の言い方もしれません。

(事務局)

ありがとうございます。修正します。

(委員)

記述の中に「関係機関」と書いてありますが、「関係機関」というのは、この文章を読んだらすぐ分かるものなのでしょうか。困ったときに「関係機関に支援を要請する」とかなっていますが、「関係機関」という言葉でスッとそこを思い出してくれるのでしょうか。

(事務局)

「代表的なものを記述した方が良い」ということですね。

(委員)

それから、中学校までは義務教育ですが、高校は自由です。本人も高校に居る気がない、その子がいることによって、教室全体の学力や雰囲気は低下していくという場合に、中途退学を防止する仕組みを、あえて提言する必要があるのかと思います。もちろん支援する仕組みは必要だと思いますが、義務教育のようなことまで、あえて書いて良いのかと思います。退学率の数値を見て、なぜ

中途退学があるのかは、大人や学校教育が考える必要がありますが、その子が全く学業について行けない、全体の学力も低下させているというなら、無理に通わせることが本当に良いのかと思います。具体的に言うと、「中途退学を未然に防ぐ」とありますが、「防ぐ」ことは確かに必要としても、本人の意向を聞いて、学校の校長先生や担任の先生が、それがしっかりしたものであると判断したのなら、別にそれでよいのではないかと思います。

(事務局)

「学校生活・学業不適應」の者が半数いるということは、子どもたちが悪いわけではなく、それほど子どもたちの希望と進学先が一致していないということで、教育委員会に責任があるのではないかと思います。このように、子どもたちが高校へ行って意欲がなくなる状況にならないようにするために、例えば、中学校の段階で、キャリア教育をもう少ししっかりとする、進路指導をしっかりとする、あるいは高校をもう少し特色化、魅力化して、子どもたちが選択できるようにするなど、教育委員会として何かできることがあるだろうと考えます。「このままにしておいてはいけない」という認識の中で、書かせていただいています。辞めるに任せれば良いじゃないかというものではなく、教育としては責任があるのではないかという課題認識のもと、書かせていただいているものです。

(委員)

我々企業人から言うと、辞めると言うのなら辞めるで良いのではないかと思います。むしろ違った形で支援することが必要ではないかと思います。過度に学校と先生が引き留めて面倒見ることになると、全く中学校で基礎ができていないので、あまりに負担が大きくなりますが、それで良いのかと思います。高校までは絶対必要で義務教育とするのかは、一つの議論になると思います。この文面をあえて直していく必要はないのかも知れませんが、このような提言は本当に必要なのかと思います。

(松坂総括室長)

子どもたちの進路希望や学習意欲の多様化に対応して、高校もできるだけ多様化して、その子どもたちを高校教育に受け入れる努力をしてきました。そうすると伝統的な高校とは若干違うような高校も出てきましたが、キャリア教育などを通して、その子どもたちを社会へ出していく教育をしています。15歳で社会に出て生きていくのはなかなか難しいので、後期中等教育につなげて、そこで社会に出ていく試行を何かしてもらおうということです。そうすると、「子どもたちはできるだけ高校に来るほうが良いですよ」というメッセージは一つあるわけです。義務化ではないけれども、無償にしてでも入ってもらおうという方向があって、そのうえで自己選択として外に出ていく者、自分で決めて出ていった者については追いすぎない。逆に積極的に外に出ていった方が良いので、あんまりそこを追いすぎてはいけない、という気持ちはあります。今、委員からおっしゃっていただいたのは、「元々中学校卒業段階で高校教育に適していないのに入れて実態をどうするか」というご意見と受けとめたのですが、考えてもなかなか良い答えが出ませんので、また検討させていただきます。

(委員)

徹底的に支援する手立ては必要だと思いますが、元々学業に向かない人を、無理に高校に残す必要があるのかと思います。

(委員)

「基本的な考え方」の3番目のにある「中途退学となった」という表現だけ、本人の意志の場合もあるので、「退学した」で良いのではないかと感じます。

(部会長)

これは20人の推進会議委員で書き直しても良いのですよね。「ここを削除してください」というような意見を言わせていただいても良いのですよね。

(事務局)

まだまだこれからですので、ご意見をいただければと思います。

(部会長)

それでは、「豊かな心の育成」のうちの前半の部分については、ここでいったん終了したいと思います。今日皆さんにいただいたご意見も含めて、改めて事務局で検討していただき、次回の教育改革推進会議に提案していただくことになると思います。

それでは次に行きたいと思います。次は「豊かな心の育成」の残り3つです。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。資料の21ページをご覧ください。「豊かな心の育成」のうち、後半の3つを説明させていただきます。まず「環境教育の推進」ですが、「基本的な考え方」は5つにまとめています。

1つ目の は、環境教育の「基本的スタンス」です。「地球温暖化」が進行していることから、「持続可能な社会の構築が強く求められ」、「教育の果たす役割の重要性が高まっている」。このため「環境の保全・創造に向けて主体的に行動する実践的な態度や資質を身につけることができるよう、学校・家庭・地域・企業等の連携のもと、環境教育の推進を図る」としています。

2つ目の は「学校教育における環境教育」についてです。「学校教育活動全体を通して」、「発達段階に応じ系統的に行う」こととし、さらに「学校種間交流は、双方にとって意義深い」としています。また、「自校の特色に応じ、地域に根ざした環境教育を実践」すると書かせていただきました。

3つ目の は「環境に配慮した学校づくり」です。「日常の学校生活の中で、節水・節電やごみの削減に取り組むなど、子どもたちが受け身ではなく自主的に参加できる取組を工夫する」など、「『環境に配慮した学校運営』や、『環境に配慮した学校施設等の整備』を進める」としています。

4つ目の は「学校外での環境教育」についてです。県民運動や、企業や地域が進める環境保全・創造活動への子どもたちの参加を進め、「環境問題について考える機会の一層の充実を図ると同時に、こうした活動の活性化を促進し、社会全体の気運醸成に貢献していく方向を目指す」としています。

22ページに行って、最後の は、「本県の独自性」について書いています。「三重県にも、かつての四日市公害問題を乗り越え、環境保全・創造を重視した県土づくりを進めているという歴史があり、県内には、「(財)国際環境技術移転研究センター(ICEETT)」などの団体も活動して」おり、「本県の独自性を今後の環境教育に生かしていくことも重要な視点である」としています。

続いて25ページ「文化芸術活動・読書活動の推進」です。この施策は、先ほども説明させていただいたように、部会では「感性を育む教育の推進」というテーマで議論したものです。

1つ目の は、「感性や情操を育む教育の重要性」についてです。現代は「『心の豊かさ』が重視されるようになって」いて、「文化芸術活動、読書活動など、豊かな感性や情操を育む教育の充実が、今後ますます重要となる」としています。

2つ目の は、「文化芸術活動の基本」についてです。「音楽や図画工作、美術などの芸術に関する教科指導を重視する」こと、「子どもたちが多種多様な文化芸術に親しめる機会のさらなる充実を図る」こと、「特に、日頃味わえないような『本物』の文化芸術に直接触れる体験活動」、あるいは「文化部活動の活性化を図る」などとしています。

3つ目の は「地域との連携」についてです。「学校における文化芸術活動の推進にあたっては、企業の社会貢献事業の活用や、地域の社会教育施設、芸術家や団体などとの連携が必要」としています。さらに次の段落では、社会教育施設の側を主語とし、「県立美術館などの社会教育施設や生涯学習センター等においては、学校教育との連携を重視し、子どもたちの文化芸術に対する知的探求心を満たすよう、教育普及活動を充実させるとともに、学校への積極的な情報提供を図っていく」と書かせていただきました。

4つ目の は「読書活動の基本」についてです。「子どもたちの生涯にわたる読書習慣の形成に向けた取組を積極的に進めていく」とし、そのために「一斉読書活動や読み聞かせなどの取組を一層推進するとともに、学校図書館の充実など、子どもたちの読書活動を支える環境の整備を図り、計画的・継続的に読書活動を進めていく」としています。

最後5つ目の は「読書活動にかかる学校・家庭・地域の連携」について述べています。子どもの読書意欲は、「家族を含む身近な大人の働きかけや読書活動が刺激となって高まる場合が多くある」ということで「社会全体で読書活動を推進していくことが極めて重要」とし、「子どもたちが読書活動を行う場である家庭、地域、学校等が役割分担を明確にし、読書環境の整備、読書機会の提供、読書活動の啓発の3つの観点に沿って、『子どもと本をつなぐ』取組を推進していく」としています。

最後は29ページ「郷土教育の推進」です。4つにまとめています。

1つ目の は「郷土教育の意義」についてです。部会での議論を踏まえ、「子どもたちの豊かな心を育む」、「地域社会の発展に貢献する意欲の喚起」、「異なる文化や歴史を理解する態度の育成」、「地域のことを語ることでできる人材の育成」、「伝統文化の継承」などを郷土教育の意義として挙げさせていただいています。

2つ目の は、「郷土教育の重要性」です。「今後10年先を見据えれば」、「自分たちが育ってきた

地域を大切に守っていこうとする心や、地域に貢献しようとする態度を養うことの重要性が一層高まる」としています。さらに、「三重県政は、『文化力』を生かした『美(うま)し国おこし・三重』の取組や、新県立博物館の整備など、『文化力立県』を推進しており、『文化力』と密接に関係する『三重を愛する心の醸成』に力を入れて取り組んでいくことがきわめて重要」としています。

3つ目の は、「郷土教育の基本的スタンス」です。まず、「学校の教育活動全体を通じ、地域の自然、文化、歴史、産業、人材など、身近な教育資源を積極的に活用した郷土教育の推進を図る」としました。それから、この部会で相当議論があったところですが、「世界に通用する人材の育成という視点を併せ持ちながら、子どもたちの心の土壌として郷土への思い、愛着を育むことにより、郷土の未来を担う人材を育て、また将来世界で活躍する者にも郷土を大切に作る行動を促し、地域の存続・発展を支える社会意識の形成につなげていく」としています。

4つ目の は、「地域外との関わり」等について書いています。「郷土愛を育むには、『地域外との関わり』が重要」であり、「子どもたちを『発信側』に立たせ」、「他地域の子どもの異文化交流を進める」などとしています。また、地域内においては、「『社会教育』や『地域の教育力』と子どもたちとの接点を増やす」と記述しています。

(部会長)

それでは、「豊かな心の育成」の後半部分の説明をしていただいたので、これに沿って審議していただくわけですが、1つ私から良いですか。「環境教育の推進」の担当が、高校教育室となっています。その前の「中途退学問題への対応」の場合は、高校教育室が担当で別に問題ないと思うのですが、ここが高校教育室となっているのには何か理由があるのですか。

(事務局)

特に理由はありません。このように、小中学校教育室と高校教育室のどちらが持っても良いような施策が他にもあります。例えば、「規範意識の育成」などがそうですが、それは話し合っていて決めています。特段理由はありません。

(部会長)

なぜ小中学校教育室が担当しないのかなと思います。環境教育に高校教育室も参加しようということでしょうか。

(事務局)

当然高校でも環境教育をしていますので、どちらが持っても良いと思います。この辺、役割分担は話し合っていて決めています。

(部会長)

分かりました。担当室が書いてありますが、教育委員会には、人権教育室、高校教育室、生徒指導・健康教育室の他に、室がありますか。

(事務局)

小中学校教育室と特別支援教育室を入れて、学校教育分野で5つの室があります。

(部会長)

その分野の方が分担して、担当になったりするんですね。

(事務局)

学校教育については、大体その5つで分担しています。

(部会長)

分かりました。できたら一覧表をもらえるでしょうか。なぜ環境教育の担当が高校教育室なのか、分からないので。

(事務局)

環境教育室というのはありませんので。

(部会長)

小中学校教育室に充てるのではないかと思ったので。「担当」というのは、文章を書いた責任者という意味ですか。

(事務局)

そうです。今後まとめていくときの窓口なり、リーダーシップを取っていただくことになります。

(部会長)

分かりました。

それではだいぶ時間も過ぎてきましたので、休憩を入れて、具体的に施策の検討に移りたいと思います。

(10 時 45 分休憩)
(10 時 55 分再開)

(部会長)

それでは時間になりましたので、会議を再開させていただきます。

先ほど事務局から、「豊かな心の育成」の、残りの部分の施策について説明していただきましたので、これに沿って審議を進めていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

(委 員)

いつも資料をいただくと、自分なりに読んで解釈して、自分の意見をここで言おうと思って来るのですが、今日は新しい資料が急に出てきて、戸惑っています。先ほどからいくつかの意見が出ていますが、例えば今までも、部会や本会議の資料に、事務局のワーキングで出た意見も列挙されていましたよね。今回はそういうところにも出ていないような言葉があったりして、「えっ」と思いますが、それを「今から検討してください」と言われても、皆さんの意見や事務局の説明について行くだけで精一杯です。「その意見はないよ」、「ちょっとそこおかしいよ」と、首を傾げる部分もあるのですが、なかなか自分なりの言葉にできなくて、今日出てきたこの資料に対しての自分の意見が持てないでいます。

(事務局)

資料の作成が遅くなり、事前にお届けできなくて、本当に申し訳ありませんでした。先ほども言わせていただいたように、この資料は事務局内でも検討していますので、日々変わっていて、今後とも変わっていく可能性があります。その都度ご意見をいただいて、より良いものにしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(委 員)

数年前から、なぜか三重県の教育行政に携わってきて、答申やビジョンを見せていただひていますが、すごく勉強になります。バイブルがあるというのは、すごく勉強になります。これを作っていくのに、我々は現状を聞いたり、逆に地域の話が聞かれたりしてきましたが、「10年後の教育のあり方」ですから、自分の申し上げた意見が入ってなくても、バイブルというのはそういうもので良いのではないかと思ひます。現状や課題を認識しながら、「10年後の三重県はこうありたい」ということがきちっと示されれば、我々は非常にやりやすくなります。自分たちが世の中にいるときに、次の時代の人たちが、三重県を、そして国を形成していく姿が垣間見られたら、それで十分ではないかと思ひます。未来のことを考える場合、現状を認識して初めて5年後、10年後のあり方が分かるので、現状も必要ですが、「ここに自分の意見が入っていない」ということまで、あまり考えない方が良いのではないかと思ひます。

(部会長)

別の政策に活かしていただければということでしょうか。資料を見せていただひても、部会での意見がどこに盛り込まれているのか、この時間だけでは精査できません。

(委 員)

面倒なことをお願ひすることになりますが、「部会で出された意見はこの部分である」と言うことが分かるように記述して欲しいのですが、やはり不可能でしょうか。

(山口副教育長)

それぞれの室に持ち帰ると、各委員からいただいた意見も、きれいな言葉になって抽象的になってしまいます。今回いろいろ意見をいただくことで、何らかの形で反映しやすくなると思ひます。改善しますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(部会長)

発言された委員には、それぞれの思いがあると思ひるので、このビジョン原案の記述が、部会で出た文言とどのような違いがあるか、チェックをする人が必要になるのではないのでしょうか。

(委 員)

事務局の方でまとめていくと、教育関係者としては分かりきった言葉であっても、一般の方には聞きなれない言葉が、どうしても出てきてしまいます。これは教育関係者だけが読むものではないですので、文言を一般化して、一般の方でも理解しやすい表現にしていく必要があると思ひます。

(部会長)

全体的に、どうしても教育委員会として作文された部分が多いように感じます。審議会で出され

た意見を提言と受け止めて、ビジョンにしっかりと反映して欲しいと思います。

前に「三重県らしい教育」を議論しましたね。例えば、兵庫は「防災意識を育む」ことに特徴がありました。別の県では「郷土教育の推進」がありましたが、三重県はどうするのでしょうか。

(事務局)

「三重県らしい教育」ということで、何に力を入れるのか、どういう形で表現するのかは、またこれから全体の中で見ようと思っています。より深く突っ込んで書く部分や、目玉に持ってくる部分を、今後検討していきたいと思っています。

(委員)

「環境教育」の基本的な部分というのが、「基本的な考え方」の3つ目の にあります。以前環境ISOの認証を取得した県立学校もいくつかありましたが、現在ではもうほとんどありません。それは結局、三重県の「県立学校環境マネジメント」に集約されるもので、環境教育の根拠となるのがそれではないかと考えているのですが、それはここに記述しないのですか。

(事務局)

「県立学校環境マネジメント」のことは、23ページの「主な取組内容」の2つ目の に「環境に配慮した学校づくりの推進」という項目がありますが、この3つ目の文章に、「全ての県立学校で、独自の環境マネジメントに取り組む」というところで表現させていただいています。「少し弱い」ということでしたら、また考えさせていただきます。

(部会長)

27ページの上から3つ目の に、「第二次三重県子ども読書活動推進計画」とありますが、これは何年にできたのか書く必要はないですか。いつできたものですか。

(事務局)

昨年です。策定期間を書いた方が良いということですね。

(部会長)

あるものもないものがあるので、どちらかに統一した方が良いと思います。

(委員)

29ページの「郷土教育の推進」で、県行政の「文化力」が唐突に出てくるのですが、ほとんどの人は「文化力」と言われても、分からないと思います。またなぜ、ここにだけ出てきて、「文化芸術活動・読書活動の推進」には記述がないのですか。この書き方では、「『文化力』というのは、イベントするだけのことなのか」と、誤解されるのではないかと思います。もう少し広義で見ると、いろいろ文化芸術に関わることもあると思います。「文化力」の提言自体が全く県民の理解を得ていない状況ですから、どうにでも使える言葉だとは思いますが、ビジョンの中に書くのであれば、「文化力とはこういうことである」という位置づけをする文言がないと、10年先でも分からないと思います。

(事務局)

まず「文化力」は、使う以上はしっかりと用語説明させていただきます。この文章ではなく、用語集のような形にしたいと考えています。

次に、「文化芸術活動・読書活動の推進」になぜ書いてないのかについては、「文化力」を子どもたちとの関わりや教育との関わりで捉えた場合、「『文化力』を地域づくりに活かす」という視点が非常に重要なので、「郷土教育の推進」に色濃く書かせていただきました。「文化芸術活動・読書活動の推進」は、地域づくりというよりも、どちらかというところ「子どもたちの豊かな感性を育む」という、子どもたちそのものの視点が強いので、「文化力」を持ち出すまでもないと捉えています。

(委員)

今回、ビジョンの中に、「幼児教育の充実」という施策があるので、これがどこに入ってくるか、非常に難しいと思う部分があります。29ページの「郷土教育の推進」の3つ目の に、「各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学習活動を相互に関連づけて」という記述がありますが、この文章の「こうしたことを踏まえ」という記述は、小中学校、高校を念頭に置いたものだと思うのですが、最近は幼稚園でも結構「地域芸能」として、運動会にゲストの方を招いて、地域の踊りを取り入れるといったことを、かなりされているように思います。そういった幼稚園で行われていることを、「幼児教育の充実」の中に入れていくのか、各施策の中に入れていくのか、どちらなのかと思います。どうしても議論していくとき、小中学校や高校が中心になってしまいます。就学前教育に関わってみえる方がこの議論に入ってくる部分は少ないので、そのあたりはどこで補完されていくのかと思います。

(事務局)

「幼児教育の充実」は、むしろ幼児教育の一般的な話が中心になりますので、幼児教育で「特化してこういうことします。郷土教育についてやります」までは、多分書き込めないですね。書くなら、この項目に書く必要があると思います。

(委員)

そういう意味で、「児童生徒」という言葉ではなく、「子どもたち」という言葉を使っているのも、その中に就学前教育の子どもも含まれていると感じていますけれども、ここではその部分が含まれていないと思います。他のところもそういう視点で、幼児教育について特に見ていただくと良いと思います。

(事務局)

分かりました。

(部会長)

それでは、「豊かな心の育成」のうち、後半の3つについては、この辺で終わらせていただいて、最後の部分について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

それでは最後の施策4つを説明させていただきます。

まず、基本施策「3 健やかな体の育成」に含まれる3つの施策ですが、これは部会では「健康教育の推進」という1本のテーマで検討いただいたものです。この3つはそれぞれ様々な課題を抱え、その解決に向けた取組も進めていかなければいけないことから、別々の施策として独立させました。

最初は「健康教育の推進」です。33ページをご覧ください。「基本的な考え方」は4つにまとめてあります。最初の「健康教育の基本的スタンス」について述べています。「学齢期は、発育・発達の著しい時期であることから、健康教育が、他のライフステージにも増して重要」とし、「健康に関する実践的な判断力や行動を選択する力を育てていく」としています。

2つ目の「健康教育の中の「保健教育」について、述べています。「健康課題が多様化していることを踏まえ、発達段階に応じ」、「教育活動全体を通じた保健教育の充実を図る」としています。

3つ目の「保健指導・健康相談」についてです。「平成21年4月には、『学校保健法』が『学校保健安全法』と改められ」ということで、「『心の健康』にも一層目を向け、連携体制のもとに養護教諭を中心とした保健指導・健康相談の充実を図っていく」としています。

最後4つ目の「近年問題になっている「アレルギー疾患への対応」についてです。「アレルギー疾患を有する子どもたちの把握方法や三重県の医療体制等の実情に応じた対応方策を確立する」としています。

次は37ページ「食育の推進」です。この施策は、部会でも多くのご意見をいただきました。

1つ目の「食育の基本的スタンス」です。3行目から「食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が一体となって、積極的に食育に取り組んでいく」としています。

2つ目の「その中でも「特に」ということで、3行目から『きちんと三食食べる』という望ましい食習慣の形成」、「食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力の育成を図る」と書かせていただきました。

3つ目の「豊かな心の形成につながる食育のあり方」についてです。「郷土の食材の活用」、「生産者との連携」、「体験活動」を重視すること、あるいは「食材そのものを学習するだけでなく、『食』にかかわる人々の思い、匠の技、仕事に対する情熱や誇り、食への感謝の心などを子どもたちに伝えていく」とことについて記述しています。

4つ目の「食育に関する創意工夫」についてです。学校の教育内容が多様化する中で、「キャリア教育、道徳教育、環境教育、国際理解教育、郷土教育や他教科と関連づけ、双方の効果が上がるよう創意工夫を行う」とし、「学校給食を食育の『生きた教材』として積極的に活用していく」と書かせていただきました。

5つ目の「保護者への働きかけ」についてです。「『授業参観や保護者会に食育を取り上げる』、『親子で参加する体験活動を行う』、『給食試食会を開催する』など子どもたちを通して保護者の意識への働きかけを行う」としています。

最後の「給食」についてです。「安全で栄養のバランスのとれた学校給食を実施し」、「残さず食べるよう美味しい給食を工夫する」としています。

次は「学校体育の充実」です。41ページをご覧ください。

最初の は、「背景」について、2行目から3行目にかけて、「子どもたちの体力・運動能力は、昭和60年頃を境に長期的に低下して」おり、「『運動の日常化』を図ることの必要性が高まっている」としてあります。

2つ目の は「各学校の基本姿勢」で、「各学校が、体力づくりへの積極的な姿勢を方針として掲げる必要がある」と書いています。

3つ目、4つ目、5つ目の は、それぞれ「運動への意欲を育む方法」を述べています。3つ目の は「楽しむ」、4つ目の は「ほめる」、5つ目の は「競う」がキーワードです。

3つ目の では、「『運動の日常化』に向けては、繰り返し運動したくなる気持ちを、幼い頃から大切に育てていく」、「『運動することの楽しさを感じさせる』ことを学校体育の原点に置き、幼稚園、小学校低学年の指導の充実を図る」としてあります。

4つ目の では、「『運動することの楽しさを感じさせる』ためには」、「『ほめる』ことも重要」で、「運動で認められる多くの機会を創出する」としてあります。

5つ目の では、「競わせない運動会、競わせない体育を行う例がありますが、子どもたちが将来競争社会を生き抜く力を育むという観点からは、課題がある」として、「競争を避けて通らず、体育祭など体力を競うイベントを計画的に実施する」としてあります。

最後6つ目の は、部会でも多くのご意見をいただいた「部活動」についてです。3行目にある「学校教育の一環として」という言葉がまず重要です。その言葉に続けて「生徒の健康や学校生活・地域活動とのバランスに配慮しつつ、一層の推進を図る必要がある」としてあります。「近隣の学校による合同運動部活動の活用、地域の外部指導者の積極的な活用等」についても記述しました。

最後の施策は45ページ「子どもたちの安全・安心の確保」です。内容が多岐にわたりますので、「基本的な考え方」も8つに分けています。

1つ目の は、「リスク」と「育みたい力」について書いています。「交通事故、犯罪、地震、新型インフルエンザ、虐待、個人情報の流出」などのリスクがあることから、「安全に必要な知識、危険予測・危機回避能力等を子どもたちに育てていく」としてあります。

2つ目の は「基本的スタンス」として、「子どもたちの安全・安心の確保に向けては、様々なリスクに対応するため、災害に強く、犯罪が起こりにくいまちづくりを進める」など、「社会全体で協働していく方向を目指す」と書かせていただきました。

3つ目の は、「危機管理」についてです。「『事前の危機管理』、『発生時の危機管理』、『事後の危機管理』の三段階の危機管理」が重要とし、「通常時から、子どもたちを取り巻くあらゆるリスクを想定し、家庭・地域とも連携した安全管理対策の確立と教職員の危機管理意識・危機管理能力の一層の向上を図る」こと、「危機が発生した際には、速やかに情報を収集・整理し、組織全体で共有のうえ、被害を最小限に抑える」こと、「危機発生時の経験や教訓を共有・蓄積することにより、再発防止やより適切な対策の構築につなげる」ことについて述べています。

4つ目の は「施設」に関して、「耐震化の課題に最優先で対応する」としてあります。

5つ目の は「生活安全」についてです。「校内のあらゆるリスクを洗い出し、その危険性について、子どもたちに周知徹底する」としてあります。

6つ目の は、「安全教育」についてです。「安全教育については、学習の機会を十分に確保し、『命を大切にする』、『自分の命は自分で守る』という観点を基本に置く」とし、「発達段階に応じた働きかけのような教育手法を工夫し」、「危険予測・危機回避能力、危機に際しての主体的な判断力を育てていく」としました。

46ページにあって、上の は「地震」について、「地震等の災害に関しては、日頃の訓練が命を救う」ことから、「徹底した指導を行う」としてあります。

最後の は「連携」について、「安全教育は、家庭、地域、企業との連携も大切な視点」と書かせていただきました。

(部会長)

それでは事務局から、「3健やかな体の育成」の3つの施策と、「4信頼される学校づくり」の中の「子どもたちの安全・安心の確保」、大きく健康・安全に関する部分の施策4つについて説明していただきましたので、これに沿って検討を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(委員)

33ページ「3健やかな体の育成」の「健康教育の推進」で、2番目の にある性教育の問題ですが、昨今、子宮頸ガンが問題になっています。性教育は中学2年生で習うのですが、子宮頸ガンも理解を得てから予防しないと無理かと思っておりますので、性教育と子宮頸ガンの予防とをワンパックに

しないと効果が薄いと思います。しかし科学的、医学的見地からは、中学2年生では子宮頸がんの予防には遅いという説があって、小学校段階ですべきという意見があります。「発達段階に応じ性教育をやっていこう」という趣旨は当然良いのですが、一部「発達段階以前じゃないと効果が薄い」と言われる方もみえるという問題提起です。私どもは取りあえず発達段階に応じてやっていこうということで、今のところ中学2年生を対象にしています。

(山口副教育長)

小学校で性教育をすると、ある一方の側の方から強い問題提起があります。小学校段階では、保護者に対して教育していくという感じが否めません。一時期三重県で、あるいは全国的に「理解もされてない小学校の早い段階から性教育をやるのはどうか。どこまでやるのか」という話があり、発達段階に応じて性教育をやっていこうということで落ち着いた経緯があります。平成14、15年に新聞で大々的に「早期の性教育は性の乱れにつながる」という話を掲載して、その辺りから全国的に性教育の後退が続いてきています。あれ以降、早期の性教育はタブーな問題になりつつあります。今、委員が言われたように、中学2年生で子宮頸ガン予防にどのくらいの効果があるかという医学的な話があるのですが、発達段階に応じて十分配慮する必要があると思っています。女性の体や性については、「小学校段階の子どもに教えるのはいかがなものか」という意見が、やはり根強くありますので、子宮頸ガンについては保護者に対する働きかけをしていかなければいけないのではないかと、個人的には思っています。子宮頸ガンについては、中学校段階である程度子どもたちに教えていき、小学校の段階は保護者にしっかりと教えていくことが大事ではないかと思っています。性教育は非常にタブーな問題があるので、気を付けていく必要があると思っています。

(委員)

一方で、「嫌らしさ」の感情が入ってこない小学生段階の方がやりやすい、という意見も聞きます。

(事務局)

特に男子は第二性徴も小学校の高学年で始まってきますので、小学校3、4年生から学習指導要領で学習内容が定められていて、体の仕組みとか、どんな形を取って発達が起こっていくのかというようなことを、保健の時間の中で学習することになっています。5年生、6年生になれば、さらに具体的に現実的なものとして、体の悩みにどのように対処していったら良いのかというようなことを学習したりします。中学校になると、精神の発達に関して、保健の教科の心の健康についてという項目の中で学習していきます。小学校の3年生あたりから、子どもたちの発達段階に合わせ、性についても学習している状況です。

(山口副教育長)

例えば、「どこどこの小学校では行き過ぎた性教育をしているのではないか」ということで、団体の方々から請願や要望が出たりします。行き過ぎた性教育に関しては、非常に難しいところがあります。学習指導要領できちんと位置づけられているのですが、そのことで授業をやる場合には、事前に「こんなことをやりますよ」「学校でこういうことを教えていますよ」という説明をして保護者にも理解を求めてからやらないと、いろんなところからクレームがくると言われています。非常に難しいですが、やらなければいけないと思っています。

(部会長)

37ページの上から2番目に「正しい知識・情報に基づいて」とありますが、かつて「O-157の原因はかいわれ大根だ」ということで、本当に混乱しましたよね。この文章にある「食品の品質及び安全性」について、これは誰が正しい知識・情報を提供するのでしょうか。教職員と保護者が提供しない限り、子どもたちは身につけたり、手に入れたりすることはできないと思います。「基づいて」というのはあまりにも抽象的な気がします。正しい情報を正しく伝えない限りは、間違った情報が出てきます。もうちょっと文言を工夫する必要があるのではないかと思います。正しい情報に基づいて判断するのはそうですが、では、その正しい情報や知識を与えるのは誰かと考えると、教員や保護者や地域の方ではないかと思っています。「正しい知識・情報」これは、今度消していただきたいと思っています。

(松坂総括室長)

判断の前に栄養教諭なりがきちっと食育をして、正しい知識・情報を伝達するということが前提だということです。

(部会長)

人権教育は、学校の先生が一生懸命やっているのですけど、地域の方が嘘を教えます。一生懸命学校の先生が人権教育をやっても、結局地域の方が嘘ばかり教えるので、子どもに誤解意識が出て

きます。教職員だけでなく、保護者にも正しい知識や情報が入らないと、意味がありません。元のマスメディアにも原因があるのですが。

(委員)

「食育の推進」の「基本的な考え方」の最後の ですが、実はこの部分と全く同じようなことについて、公開審議会でも質問がありました。子どもたちの給食に関して、「中学生が残している」ということで、「美味しい給食、子どもたちの好きな給食を」という話がありました。当然ただ栄養を考えるだけではなく、そういう工夫は必要です。例えば納豆もそのまま出したら残食がありますが、納豆みそにすると、食べられない子も食べられるようになることがあります。こういう工夫も大事なことだと思いますが、それぞれ人によって好みも違いますし、難しいのではないかと思います。むしろ、お米であったら、お米を作ってくれた農家の方の思いとか、それを作った調理員さんの思いとか、そういう部分に感謝をしながら食べるということも大事で、今日の前にあるものが、どれだけの人力で食べられるようになっているのかを説明すると、子どもたちは感謝の気持ちから残さず食べるということがあります。「おいしい給食の工夫」ということもあります。決してそれだけではないことも、書いていただきたいと思います。一般の方は、「子どもたちが給食を残すのは、まずいからだ」と、どうしてもここへ話が行ってしまうことがあります。どこかの出版社が「変な給食」という冊子を作って、学校教育を批判したことがあったと思うのですが、偏った取組がなされないようにしていただきたいと思います。

(松坂総括室長)

今のご意見は、「基本的な考え方」の「給食」の項に書くということでしょうか。食育でもやるということでしょうか。どちらでもやるということですか。

(委員)

他のところには書いていただいていると思います。最後のところだけを読むと、「残食イコールまずい」と捉えてしまうのではないかと思います。

(委員)

さっきおっしゃったように、このビジョンの中に、「文化」とか「芸術」とか「環境」という言葉が飛び交っている感じがします。自分は結構外国へ行く機会が多くて、外国人とディスカッションしているのですが、日本はすごく高く評価されています。それは、国のレベルがものすごく高いということです。「日本へ来たならきれいだ。食事もおいしい」と言います。教育がどれだけ大事か、再認識します。微細にわたって論議はしていますが、教育のレベルを上げることが国全体を強くすることになりますから、そこを怠ってはいけないと思います。あまり細かいことではなくて、全体の底上げをしていくものをまとめていただいていると思いますし、また、そんなふうの高い理念で記述して欲しいと思います。

たまたま日本は島国ですから、外国に出ていくことがない人にはそういうことが分かりませんが、1年間や半年、同じものを着ているような生活をしている国もあります。海外に社員を連れてくと、ほとんどが下痢を起こします。食事が食べられないのです。おいしいというより、人間として食事は3度きちっと食べることが、大事ではないかと思います。あんまりおいしさにこだわるのは、良いことなのかと思います。学校の給食は非常に栄養バランスがとれています。残ったときには、大人が、給食担当の人が考えれば良いことです。なぜ残ったのか。教育が悪いのか、食生活がおかしいのか、残った原因は考えていくべきです。3食をきっちりと食べることは、健全な体を養成していくことにつながります。食べない原因は、運動しないから、お腹が空かないからです。そういう発想で考えていくべきだと思います。あんまり細かい文言を入れるよりも、世界に通用する人を育成するなら、そういうところもバランスよく考えてやって欲しいと思います。教育レベルを上げれば、文化も芸術も絶対上がってきます。5年後、10年後の日本を、世界の環境活動などをリードする国にして欲しい」ということを、経済界を代表してお願いします。

(部会長)

ビジョンが完成した後、今のようなご意見、メッセージを、委員の皆さんから提言していただくことは考えているのですか。

(山口副教育長)

最後には委員の皆さん一人ずつに、自分の意見が盛り込まれなかった悔しい思いとか、あるいは教育への思いとかを、メッセージとして書いていただこうと考えています。

(委員)

41 ページの「学校体育の充実」の中には、「運動の日常化」という言葉を明記していただいています。

す。この言葉を「学校体育」だけでなく、他の部会のテーマですが「地域スポーツの推進」にも書き込んでいただければと思います。「生活習慣病の防止のために運動を」ということで、国家レベルで取り組まれていますので、一言書き込んでいただきたいと要望します。

(部会長)

あと、よろしいでしょうか。

それでは、本日は皆さん、たくさんのご意見ありがとうございました。これでビジョン中間案素案の第3部会関係分について、一通り議論を終えたこととなります。最初の事務局の説明にありましたように、今後は7月22日の全体会でさらに検討を進め、中間案にまとめていくことになるかと思えます。

皆さんには6回にわたり、議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

「その他」の項目で、教育委員会事務局から何かありませんか。

なければ、あとは、事務局の方でお願いします。

(事務局)

皆川会長、議事進行ありがとうございました。

また、部会委員の皆様には8ヶ月間、本当にどうもありがとうございました。今後ビジョンが完成するまでには、まだまだ紆余曲折があると思えますけれども、いただいたご意見は、最大限尊重させていただきたいと思えます。また、今後、進捗状況についても情報提供させていただきたいと思えますので、今後とも経過を見守っていただきますよう、よろしくをお願いします。

それから、推進会議の皆様は、先ほども部会長からお話しいただきましたように、7月22日に推進会議がありますので、またよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、これをもちまして、三重県教育改革推進会議第6回教育振興ビジョン検討第3部会を閉会させていただきます。本日は、それから、これまで大変ありがとうございました

(閉議 12時00分)